

## 平成30年定例第2回市議会会議録（第4日）

平成30年6月22日午前9時30分定例第2回市議会をみやま市役所議場に招集した。

### 1. 応招議員は次のとおりである。

1番	奥  菌	由美子	10番	瀬  口	健
2番	吉  原	政  宏	11番	川  口	正  宏
4番	末  吉	達二郎	12番	壇	康  夫
5番	古  賀	義  教	13番	中  尾	眞智子
6番	前  原	武  美	14番	中  島	一  博
7番	野  田	力	15番	坂  口	孝  文
8番	上津原	博	16番	宮  本	五  市
9番	荒  卷	隆  伸	17番	牛  嶋	利  三

### 2. 不応招議員は次のとおりである。

3番 徳 永 重 遠

### 3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

### 4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	田中裕樹	係長	堤和美
参与	馬場洋輝	書記	大木新介

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	西原親	総務課長	椛嶋晋治
副市長	高野道生	財政課長	木村勝幸
教育長職務代理者	井上正明	企画振興課長	堤則勝
監査委員	平井常雄	財政課長補佐 兼財政係長	大坪康春
総務部長	西山俊英	福祉事務所長	坂口浩二
保健福祉部長	松尾博	健康づくり課長	田中聡美
市民部長 兼市民課長	加藤康志	環境衛生課長	松尾和久
環境経済部長	坂田良二	農林水産課長	宮崎眞一
建設都市部長	富重巧齊	商工観光課長	江崎秀樹
教育部長	野田圭一郎	上下水道課長	甲斐田裕士
消防長	北嶋俊治	学校教育課長	加藤武美

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 議案第25号 みやま市奨学金条例の制定について
- (2) 議案第26号 みやま市瀬高公民館等の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- (3) 議案第27号 みやま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第30号 財産の取得について
- (5) 議案第31号 平成30年度みやま市一般会計補正予算（第1号）
- (6) 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2019年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- (7) 請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願書
- (8) 同意第3号 教育委員会教育長の任命について
- (9) 閉会中の継続調査の申出について

(追加日程)

- (1) 発議第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書
- (2) 発議第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- (3) 西原市長に対する辞職勧告の動議の件

---

午前9時31分 開議

○議長（牛嶋利三君）

これより直ちに本日の会議を開きます。

なお、3番徳永重遠君におかれましては、先日に引き続きまして欠席届が提出されております。これを許可しておりますので、皆さん方には御承知おきをお願いしておきたいと思っております。

日程第1 議案第25号

○議長（牛嶋利三君）

日程第1. 議案第25号 みやま市奨学金条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、文教厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を

求めてまいります。坂口文教厚生常任委員会委員長お願いいたします。

**○文教厚生常任委員長（坂口孝文君）（登壇）**

文教厚生常任委員長報告をいたします。

議案第25号 みやま市奨学金条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、6月20日に野田教育部長、加藤学校教育課長及び関係係長に出席を求め、委員全員出席のもと、委員会を開催いたしました。

本議案は、経済的理由により高等学校、高等専門学校などへの修学が困難な生徒に対し奨学金を給付することで進学環境の改善を図るとともに、有用な人材を育成することを目的とするものです。

受給資格については、保護者が市内に住所を有する者で、経済的な理由により修学が困難など規定する要件を満たすものとし、奨学金の額については、奨学生1人につき月額10千円を3年間給付すること。

給付の対象は、本年度より高等学校、高等専門学校へ入学した生徒からの給付を予定しております。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

**○議長（牛嶋利三君）**

それでは、これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第25号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第25号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

議案第25号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第25号 みやま市奨学金条例の制定については委員長報告のとおり原案可決をされました。

## 日程第2 議案第26号

○議長（牛嶋利三君）

日程第2. 議案第26号 みやま市瀬高公民館等の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましても、文教厚生常任委員会に付託をしておりましたので、引き続き委員長の報告を求めてまいります。坂口文教厚生常任委員会委員長をお願いします。

○文教厚生常任委員長（坂口孝文君）（登壇）

文教厚生常任委員長報告をいたします。

議案第26号 みやま市瀬高公民館等の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、6月20日に野田教育部長、山田社会教育課長及び関係係長に出席を求め、委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、（仮称）みやま市総合市民センターの平成33年度の開館に向けて、みやま市瀬高公民館、みやま市瀬高体育センターを廃止することに伴い、関係条例の改正を行うものです。

みやま市瀬高公民館等の廃止により、現在の施設利用者に支障を来すことがないように、総合市民センター開館までの間、本郷小学校の校舎の一部を一般開放するため、みやま市立学校施設利用条例、みやま市公民館設置条例等の関係条例を改正するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第26号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第26号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第26号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第26号 みやま市瀬高公民館等の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては委員長報告のとおり原案可決をされました。

**日程第3 議案第27号**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第3. 議案第27号 みやま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましても、文教厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。坂口文教厚生常任委員会委員長をお願いします。

**○文教厚生常任委員長（坂口孝文君）（登壇）**

文教厚生常任委員長報告をいたします。

議案第27号 みやま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、6月20日に、松尾保健福祉部長、松藤子ども子育て課長及び関係係長に出席を求め、委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、放課後児童健全事業の設備及び運営に関する基準、家庭的保育事業等の設備及

び運営に関する基準並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部がそれぞれ改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

改正の主な内容としましては、放課後児童支援員の資格要件を拡大するほか、建築基準法施行令等の改正に伴う引用条項を整理するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行ってまいります。

議案第27号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

議案第27号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第27号 みやま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

#### 日程第4 議案第30号

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第4．議案第30号 財産の取得についてを議題といたします。

本件につきましては、総務常任委員会に付託をしておりましたので、副委員長の報告を求めます。古賀総務常任委員会副委員長お願いいたします。

**○総務常任委員会副委員長（古賀義教君）（登壇）**

おはようございます。それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第30号 財産の取得について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、6月19日、北嶋消防長、宮本消防本部総務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において、徳永委員長を除く委員全員の出席のもと委員会を開催いたしました。

本件は、みやま市消防署の高規格救急自動車更新のため、災害対応特殊救急自動車1台を購入するもので、その予定価格が20,000千円以上になることから、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決に付すべき案件です。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第30号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第30号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

議案第30号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第30号 財産の取得については委員長報告のとおり原案可決をされました。

#### 日程第5 議案第31号

○議長（牛嶋利三君）

日程第5. 議案第31号 平成30年度みやま市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第31号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第31号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

賛成多数です。よって、議案第31号 平成30年度みやま市一般会計補正予算（第1号）は原案どおり可決をされました。

#### 日程第6 請願第1号

○議長（牛嶋利三君）

日程第6. 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2019年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題といたします。

本件につきましては、文教厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を

求めてまいります。坂口文教厚生常任委員会委員長お願いいたします。

**○文教厚生常任委員長（坂口孝文君）（登壇）**

文教厚生常任委員長報告をいたします。

請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2019年度政府予算に係る意見書採択の要請に係る請願について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、6月20日に、委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

この請願の趣旨としては、政府予算において、子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること、及び教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元することを実現するために、国の関係機関に対し意見書の提出を求めるものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

請願第1号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

請願第1号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2分の1復元をはかるための2019年度政府予算に係る意見書採択の要請につきましては、委員長報告のとおり採択をされました。

#### 日程第7 請願第2号

##### ○議長（牛嶋利三君）

日程第7. 請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願書についてを議題といたします。

本件につきましては、総務常任委員会に付託をしておりましたので、副委員長の報告を求めてまいります。古賀総務常任委員会副委員長をお願いします。

##### ○総務常任委員会副委員長（古賀義教君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願書について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会では、6月19日、西山総務部長、木村財政課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において徳永委員長を除く全員の出席のもと委員会を開催いたしました。

この請願の趣旨としては、自治体の安定的な財政運営を行うためには、地方交付税総額を確保し、地方交付税制度の財源保障機能と財政調整機能を維持することが重要であり、地方の安定的な財政運営を実現するため2019年度政府予算における地方財政の充実・強化を目指す必要があります。国の関係機関へ意見書の提出を求めるものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

##### ○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

請願第2号の討論につきましては、ただいまの通告があってありませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願第2号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。

請願第2号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願書につきましては委員長報告のとおり採択をされました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前9時53分 休憩

午前10時03分 再開

○議長（牛嶋利三君）

それでは、会議を再開してまいりたいと思います。

お諮りをいたします。発議第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることと決定いたしました。

追加日程第1 発議第1号

○議長（牛嶋利三君）

追加日程第1. 発議第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を議題といたします。

事務局長より朗読をいたします。田中議会事務局長、お願いします。

○議会事務局長（田中裕樹君）

〔朗読省略〕

○議長（牛嶋利三君）

これより提出議員の説明を求めてまいります。15番坂口孝文君。

○15番（坂口孝文君）（登壇）

今、局長が読まれたとおりでございます。よろしく願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております発議第1号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第1号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行ってまいります。

発議第1号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第1号を採決いたします。

お諮りをいたします。発議第1号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書は原案のとおり可決をされました。

お諮りをいたします。発議第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書を日程に追加し、

追加日程第2として直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることと決定をいたしました。

#### 追加日程第2 発議第2号

○議長（牛嶋利三君）

追加日程第2. 発議第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

事務局長より朗読をいたします。田中議会事務局長をお願いします。

○議会事務局長（田中裕樹君）

〔朗読省略〕

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより提出議員の説明を求めてまいります。5番古賀義教君。

○5番（古賀義教君）（登壇）

発議第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、先ほど採択された請願第2号の願意及び地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関に対し意見書を提出するものであります。

なお、内容につきましては、ただいま事務局長が朗読により説明したとおりでございます。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております発議第2号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第2号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行ってまいります。

発議第2号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第2号を採決いたします。

お諮りをいたします。発議第2号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書は原案のとおり可決をされました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時18分 休憩

午前10時39分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本日追加をされております同意第3号を議題といたします。

日程第8 同意第3号

○議長（牛嶋利三君）

日程第8．同意第3号 みやま市教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めてまいります。西原市長お願いします。

○市長（西原 親君）（登壇）

おはようございます。みやま市教育委員会教育長の任命について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、平成30年7月1日付で牟田口清氏をみやま市教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願い

いするものでございます。

牟田口清氏につきましては、お手元に配付いたしております履歴書のように、良識を持った、当該職に適当な方だと考えております。

御審議の上、御同意いただきますようよろしくお願いいたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

それでは、これより質疑を行ってまいります。質疑はありませんか。12番壇康夫君。

**○12番（壇 康夫君）**

今、市長のほうから提案理由が述べられましたけど、二、三お尋ねしたいと思います。

1点目、まず、この選任されている方の年齢がかなりお召しになってあるということで、これは市民からも大丈夫かという意見を私も何人も聞いています。その辺の考え。

2点目が、任期が7月1日付で任命するというふうになっています。ケツがありません、後ろがですね。通常は、教育長というのは3年間あると思いますけど、なぜ書かれていないのか、どうされるのか、その辺を2点目。

3点目に、正直申し上げます。私の耳に、口ききが入っていると。ある議員が口きいて、市長のところをお願いに行っているという話が耳に入っております。この内容についてはまた別途あるとして、これを含めて、市長がこの方を選任した理由を教えてください。また、同時に、市長としてこの選任に、推挙、口ききされたことに対する責任をどう市長は考えるか。

以上、お願いします。

**○議長（牛嶋利三君）**

西原市長。

**○市長（西原 親君）**

まず第1点目ですけど、年齢は現在は非常に、100歳以上生きるものですから、私も80歳ですよ。それでも私元気ですから、別に年齢はそう問題ないと思います。

それから口ききをした人、これは誰もおりません。私は自分で考えて自分でやりましたので、それでいいんじゃないかなと思ひまして、誰も相談したこともないし、ありません。

前の長岡さんにつきましては、正直に申します。私もしようかと思ひていましたけれども、これは数人の議員さんが私のところに見えまして、長岡さんにしたら反対しますよと言われてましたので、長岡さんを引っ込めたと、そして牟田口さんを起用したということでございます。



以上です。（「任期は」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

任期。西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

任期の件でございますけれども、教育長の任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第5条に、教育長の任期は3年とするということで規定がされておりますので、その上位法ということで今回議案のほうには載せておりません。ですので、任期は3年ということになります。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。12番壇康夫君。

○12番（壇 康夫君）

最初の年齢については大丈夫です、私もやっていますからと。はっきり申し上げます。市民から私は山ほど、市長は大丈夫かと、1割も仕事してねえじゃねえかという御意見をたくさんいただきます。多分、議員みんなだと思えます。東京出張、まず行かない。イベント行ったら5分で挨拶だけで帰る。出初め式的时候は、両サイド介護されながらやっと台に上がったと。いろんな方から、本当に仕事になっとなのかという話をいただきます。

3番目の口ききですけど、あっていないと。これ蔓延して、市民の方から私は耳にしているんですよ。本当にそうなのか、そこを再度お願いします。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

口ききはあっておりません。あっておりません。（「年齢は」と呼ぶ者あり）年齢は、私はいと思いますよ。もう現在は100歳時代ですから、昔でいったら50歳か60歳ぐらいだと思いますよ、長生き時代ですから。

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに。5番古賀義教君。

○5番（古賀義教君）

平成20年に教育基本法が改正されたわけです。そのことによって、教育現場は大きく変わり、その後も、日々変わっておりますが、今後、学習指導要領も平成30年に――10年置きですから、平成30年が変わっていくと。そういう中で、1年のブランクを経て指導主事になられた先生が近くにおられますけれども、非常に苦勞したという話をお聞きしております。

そういう中で、牟田口先生はもちろん私も知っておりますが、人格的にも、人間的にも申し分のない先生でございますが、17年前に一線を引かれた先生が、目まぐるしく変わる教育現場で、その指導力を発揮できるかどうか1点です。

それともう一点については、山門・三池郡は古くから数多くの優秀な先生方を輩出してきております。その伝統は今も引き継がれて、南筑後教育事務所に多くの先生が出向され、さまざまな場所で活躍をされています。その優秀な先生方をみやま市に呼び戻し、市内の学校や子供たちへの指導体制を整えることが重要だと思いますけれども、17年のブランクの後にそれが可能かどうか、どう思われているのか、そこら辺をお聞きいたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

西原市長。

**○市長（西原 親君）**

私も、17年間というブランクがちょっと心配でございます。だから、やらせてみるとわからんということですね。本当そうですよ。やはりやらせてみるとわからんですもんね。だけどそれじゃいかんから、皆さんがどうしてもそこら辺はもう少し問題が解決してから出してくれんかとおっしゃるなら、これは、きょうは提案するのをやめまして、そして、しばらく考えさせてください。いいですか。だから、そんなに心配やったら、私もそれは同じです。17年間、18年間……（発言する者あり）

**○議長（牛嶋利三君）**

5番古賀義教君。

**○5番（古賀義教君）**

やってみないとわからないでは、教育現場は今でさえ本当に大変なんです。時間外でさえ先生方はつけていらっしやらないだけで、本当に学習指導要領が変わったら大変なことにまたなっていくかと思えます。そういう中で、やってみないとわからないでは済まされない、子供たちにですね。それは、副市長も教育長を経験してありますので、十分そこら辺はわかっているかと思えます。やっぱり現在の教育基本法に基づいた指導ができるような、もう少

し若い先生のほうが、みやまの教育のためになるんじゃないかと思うんですが、そこら辺はどうでしょうかね。（「議長」「動議ですよ」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

大体、議運の委員長として挙手が、内容はわかりますけれども、今、古賀議員の質問に対する答弁としては、極論から言えば、それがふさわしくないということであれば取り下げること考えざるを得ないというような話だと思います。取り下げることじゃないからですね。（発言する者あり）はい、古賀議員の今の質問に対する答弁ばちょっとしてください。（発言する者あり）

今、古賀議員の質問な聞いてあったですかね。ちょっと答弁をお願いします。西原市長。

○市長（西原 親君）

私も同じですからね、それに不安を持っていますから、そういうことであれば、ここでもう一回考えさせてくださいと。だから、きょうは提案を一応やめて、後でまた提案をし直しますので、よろしくをお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

暫時休憩をいたします。

午前10時50分 休憩

午後0時20分 再開

○議長（牛嶋利三君）

再開をいたします。

傍聴者の皆さんには大変お待たせして迷惑をかけておるところでございますが、先ほど来、会議の中で、5番古賀議員の質問において答弁といいますが、市長が本件に対する取り下げを意味するような発言があっております。休憩を入れまして、そのことに対する取り扱いをいろいろと審議、調整をしておりますけれども、時間がかかりかかりそうでございます、皆さんに引き続き長時間お待たせするというようなことは大変迷惑をかけるというようなことでございます。

したがって、またここで暫時休憩を入れまして、再開のめどは大体、ほぼ2時ぐらいというようなことで考えております。本当に大変難しいと申しますか、この追加提案に対する思いも、いろんな形の中で議員さんもあるようでございますので、いろいろ慎重に審議、協議をいたしまして、再開をさせていただくというようなことで決定をいたします。

暫時休憩をいたします。

午後 0 時 21 分 休憩

午後 2 時 00 分 再開

○議長（牛嶋利三君）

午前中の会議に引き続き会議を再開いたします。

日程第 8 の同意第 3 号の事件につきましては、事件撤回請求書が議長、牛嶋利三に提出をされております。

したがいまして、休憩をとりまして早速議会運営委員会を開催いたしたいと思っております。

暫時休憩をいたします。

午後 2 時 02 分 休憩

午後 2 時 35 分 再開

○議長（牛嶋利三君）

ただいま議題となっております同意第 3 号 教育委員会教育長の任命について、撤回したい旨の申し出が執行部よりあっております。

同意第 3 号 教育委員会教育長の任命についての撤回の件についてを議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第 3 号 教育委員会教育長の任命についての撤回の件についてを議題とすることと決定をいたしました。

同意第 3 号 教育委員会教育長の任命についての撤回の件について、撤回理由の説明を求めてまいります。西原市長お願いします。

○市長（西原 親君）（登壇）

同意第 3 号 教育委員会教育長の選任についての撤回の件について、撤回理由を御説明申し上げます。

本議案につきましては、教育長の選任に当たり、質疑の回答として取り下げの発言をするなど再質疑の整理がつかず、再考を要すると考え、議案の撤回をみやま市議会会議規則第 19 号第 1 項の規定によりお願いするものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより撤回理由の説明についての質疑を行ってまいります。質疑はありませんか。13番中尾眞智子君。

○13番（中尾眞智子君）

撤回理由の一つといたしまして先ほど申し上げられました、質疑の答弁の整理がつかずということでございましたけれども、今回の教育長の任命に対しましては、推薦される方につきましては、年齢は高いけれども大丈夫であろうと。それから、17年のブランクがあってもやってみなければわからない——年齢は、人生100歳と言われているから大丈夫だろうと。それから、ブランクもやってみないとわからないということでしたけれども、これを取り下げられるということにつきましては、どんな理由があるんだろうかと。私も、住民の方からお話を聞いたんですが、議員の介入があったとかそういうふうなことを聞いておりますので、そういう部分が撤回する第一の理由になったのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

議員の介入とか、第三者の介入は全くございませんので、理由にはなりません。いいですか。

○議長（牛嶋利三君）

13番中尾眞智子君。

○13番（中尾眞智子君）

それでは、なぜその整理がつかなかったんでしょうかね。先ほども質問がお二方から出ましたけれども、後の質問のときに、じゃ、やめましょう、撤回しましょうと言われたことが、私にはよく理解ができません。そこまできちんと考えて人選してあったのなら、勧められて人選されたからこそ撤回されるのかなと思っておりましたが、そうではないのか、もう一度教えてください。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

何回も申し上げましたように、誰からも指図されておりません。私は自分で決めました。しかし、考えてみますとそういった問題等もいろいろございますので、きょうの議会の雰囲気

気を見ましても、何かあんまり賛成の方が少ないようでございます。それで撤回をいたしました。

○議長（牛嶋利三君）

13番中尾眞智子君。

○13番（中尾眞智子君）

議会の雰囲気を見て取り下げると今おっしゃいましたけれども、そのことについては、非常におかしな話だと思います。自信を持って勧められて、自分が任命されて、そして、ぜひ議員の皆さん賛成してくださいというしっかりした理由を持って人選されたと思っておりますので、雰囲気を見て引っ込めるというそのやり方というのは、私はおかしいと思いますが、これについて一言お願いします。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

私はおかしくないと思います。

○議長（牛嶋利三君）

ほかに質疑はありませんか。12番壇康夫君。

○12番（壇 康夫君）

私していいですか。

○議長（牛嶋利三君）

もう終わってしまったろう。（「別の議案ですよ、これね」と呼ぶ者あり）別の議案じゃいけないが、いいですよ。（「よかですか」と呼ぶ者あり）はい、どうぞ。12番壇康夫君。

○12番（壇 康夫君）

この撤回の請求書が出ていますので、これの理由で再考を要するためということで、先ほど中尾議員のときも答弁されましたけど、議会の雰囲気を見て難しいと判断された。それには何らかの理由があると思うんですけど、単に否決されるような形であれば、取り下げたんだら議会軽視も甚だしいと、そこを2人から質問を受けただけで、一、二時間の話で取り下げというのはあり得ないと思うんですけど、議会としては、その辺を具体的にお願いしたいのと、私は、個人的に討論も考えておったんですけど、質疑なので簡潔に申し上げますけど、牟田口先生は物すごく評判がいいんです、実績もありますし。だから、そういう意

味では簡単に取り下げるとするのは逆に異常だと思いますけど、ぜひそこをもう一回、市長の考えをお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

今申し上げましたように、議会の雰囲気を見て取り下げるのはおかしいとおっしゃるけど、もしかしたら皆さん反対が多いんじゃないかなと思いましたので、私も間違った人選をしたのかなと思いましたので、これは私が個人的にやったのですから、それを責められてもどうしようもないですよ、私が撤回すると言ったんだから。それをなぜ撤回したかと、撤回するから撤回するんですよ。

○議長（牛嶋利三君）

いいですか。（「いいです、もう」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はありませんか。質疑ないですか。14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

私、14日の議会運営委員会の中でも申しましたように、議員の推薦、あっせんがあるというわさがあるというのは、私たち議員も疑われているからどうですかと、ありませんと市長は言われたと思いますが、きょうも私質疑しようと思ったんですが、証人もおられるんですよ、市長。こういうところでうそを言ったらだめですよ。それは、きょう昼御飯食べても——全部そういうあれやから、質疑で納得するように説明してくださいということなんですよ。市長、ここでうそを言ったらだめですよ。証人もおられるんです。みんな議員は、あっせんした議員がおるちゅうことで納得していないんですよ。答弁してください。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

答弁できません。何回も言うように、誰からもあっせんを受けておりませんので、答弁しようがないじゃないですか。一体誰がそんな、私から聞いたんですか。私は誰にも言っていませんよ、そんなことは。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

私は、末吉議員から聞いたと言ったでしょうが、末吉議員が証拠を握っているんですよ。

（「誰がそんなこと言ったんですか」「何か採択になる前に……、言った言わんの世界でしようもん」「議長……」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

ちょっと待ってください。

中島議員、中島議員の質問で（「いいですか」と呼ぶ者あり）はい、どうぞ。14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

あのですね、11日だったと思います。私ほか4人が、議長とかおる中で末吉議員が見えて、証人を連れてくるけどいいですかということで議長に電話があった。それは議長やめとってくださいと、議員が介入したようになるからやめとってくださいということで連れてきていないけど、本人が来ているんですよ。（「来とってもあなた、文章でなかやないですか。言うた言わんの世界でどげんしてそげんするんですか」と呼ぶ者あり）証人がおるんですよ。

（「証人のおったっちゃ、それは文書でないからあんた、俺は聞いた聞いたち、俺は言うたらんてなったらそれで最後やいけん」と呼ぶ者あり）ああ、そうですか。（「委員会で調査やね」と呼ぶ者あり）ああ、ならもう言うた言わんの世界ですね。（「そうですよ」と呼ぶ者あり）そんなら、もう一度最後に答弁をお願いしておきます。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

その、あれですからね。私は言った覚えはないから。それを、言った言っただちゅうて誰が言った、これは裁判せないかんです、ほんなら、俺は言わんやったつに。それをあなたたちが無理やり私に言わせよるなら、それはおかしいよ。（「これ3回言った」「3回言ったかね」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

もう3回終わっていますよ。（「済みません、議長」と呼ぶ者あり）

あのですね、今、中島議員が質問されておるこれは、市長に対する質問をされておるから、そのことについて末吉議員が証人みたいな発言があったですよ。そのことに対する話やっ



たらちょっとここではだめです。（「それはそう」と呼ぶ者あり）はい、これは撤回理由についての質問があつておるからですね。（「これはちょっと手を挙げて。私の名前が出されたことについての名誉棄損はどげんしたらいいですか」と呼ぶ者あり）いや、これは今ここは（「別の場ちゅうこと」と呼ぶ者あり）ええ、別の場でお願いしたいと思います。これは同意第3号についての撤回をすると、取り下げますということについての提案理由説明がありました。それについての質疑を受けておりますからですね。

ほかに質疑はないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより同意第3号 教育委員会教育長の任命についての撤回の件について採決をいたします。

ここで皆さんにお諮りをいたします。同意第3号 教育委員会教育長の任命についての撤回の件については、これを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、同意第3号 教育委員会教育長の任命についての撤回の件は承認することと決定をいたしました。

ここで、西原市長から（「動議」と呼ぶ者あり）発言の申し出があつております。西原市長の発言を許します。西原市長。（「僕が言っている……。動議出しておるですよ」と呼ぶ者あり）

**○市長（西原 親君）（登壇）**

このたびの教育長の選任について、私の不手際から皆様方に大変御迷惑をかけましたことを深くおわびいたします。今後は十分注意しまして、真剣に考えて提案をいたしたいと思っておりますので、よろしく御了承くださいますようお願いいたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

進退の関係ばちゅうことやったけん許しとっとですよ。西原市長。

**○市長（西原 親君）（登壇）**

私も、44歳のときから県議会議員、そして市長と、35年間の長きにわたりこういった公務

をこなしてきました。そろそろ引きどきじゃないかと思ひまして、もう大体今期限りで辞職したいということで思っておりますので、皆さん方とお別れするのはつらいわけですが、私も一市民として今後頑張っていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。（「議長、済みません、いいですか」「議長、動議出しとるですよ」「今、市長が言われたのが、もう引き際だということで、頑張っていきますというのは、続けますという意味なのか、辞職を意味する意味で言われたのかちょっと判断に苦しむので、もう……」と呼ぶ者あり）任期まではしますよ、任期までは。来年の2月です。（「ああ、そういうことですか」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○議長（牛嶋利三君）

ちょっと静かに願ひします。

末吉議員のほうから動議というようなことで通告があつておりますけれども、議長ということで、挙手をしていただいて、議長、動議ありというような進め方でお願ひしたいと思います。（「議長、動議」と呼ぶ者あり）はい。4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

市長に対する辞職勧告案を、2番議員吉原政宏君と共同で発議させていただきます。

○議長（牛嶋利三君）

ただいま末吉達二郎君から、2番吉原政宏君との共同によります、西原市長に対する辞職勧告の動議が提出されております。2番吉原政宏君、動議の賛同者というようなことで動議に賛成されることを確認いたしますが、よろしいですか。2番吉原政宏君。

○2番（吉原政宏君）

賛同いたします。

○議長（牛嶋利三君）

この動議につきましては、2人以上の賛成者がおりますので、成立をしたところでございます。

暫時休憩をいたします。

午後2時51分 休憩

午後3時24分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩を閉じまして会議を再開してまいります。

ここで皆さんにお諮りをいたします。西原市長に対する辞職勧告の動議を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、この動議を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定をいたしました。

### 追加日程第3 西原市長に対する辞職勧告の動議の件

○議長（牛嶋利三君）

追加日程第3. 西原市長に対する辞職勧告の動議を議題といたします。

提出者の説明を求めてまいります。末吉達二郎君お願いします。

○4番（末吉達二郎君）（登壇）

ただいま上程されました件の理由を述べさせていただきます。

西原市長は、初代みやま市長として、また、福岡県議会時代からも長年にわたり地元発展のために大変御功績を残してこられました。政治家として、私は西原市長を大変尊敬しております。しかし西原市長は、体調不良や手術等、この間、2年間で3度の入院を繰り返され、都合3回の定例会を欠席されました。また、ことしも2月初めから今月初めまで、2度目の職務代理者での市政運営という状況にあらわれました。病気治療とはいえ、この間、市政に大きな停滞をもたらしたのは事実ではないでしょうか。

今議会から公務復帰は果たされましたが、市長の議会での姿を見られて、市民から、市長の体調を心配する声、市長を危惧する声が多くありました。議会は、市長という激務な職務を、現在の市長の健康状態で継続させるのかと市民の意見も多く聞きます。市長は、公人として心身ともに健康、健全であることが望ましく、また、市民のために市政運営を監視する役割を持つ議会としては、責任は重大であります。市長の体調が不安な状況が続けば、今後の市政に大きな影響を及ぼします。また、先ほどの人事案件についても、人物を職務遂行に不安がありながら提案したかのような発言がありました。そして、提案を撤回されました。これも、体調の問題ゆえと私は思います。

このため、西原市長には療養に専念された上での体調回復をされることを切望し、断腸の思いで辞職を求めるものであります。

以上、提案をします。

○議長（牛嶋利三君）

市長からの発言の申し出はありますか。ありませんね。

本件は一身上に関する事件でございます。したがって、西原市長の退場を求めます。

〔西原 親市長退場〕

○議長（牛嶋利三君）

これより提出者に対する質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。（発言する者あり）はい、そうです。提出者に対する質疑はありませんかね。9番荒巻隆伸君。

○9番（荒巻隆伸君）

今、末吉議員の提出の提案がありましたけれども、西原市長の体調が市政に影響すると。そのような体調ゆえ辞職の提案をするということでございますけれども、この動議の前に、西原市長がみずから今期限りでやめると発言をされておりますが、提案者の気持ちとして、西原市長は今期限りということをおっしゃっているにもかかわらず、この辞職勧告を出すということは、いつまでかにやめてもらいたいという思いがあるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）（登壇）

お答えします。

市政に影響しているというのは、きょうの同意案件等も、やっぱり本来の西原市長やったらきちっとした対応ができていたのが病気すると、苦痛とかなんとかからやっぱり判断が鈍ってくるというようなことで、そういう意味で市政に物すごく影響を与えているものもあります。だけど、そういう意味では、速やかに勇退されることが、そして体の治療に専念されることが一番望ましいということで考えております。よろしいでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

9番荒巻隆伸君。

○9番（荒巻隆伸君）

今の発言のように速やかにということでございますけれども、西原市長はみずから——私も24歳のときから国会議員の先生のところで働かせていただいておりますけど、政治家の出入進退はみずからというふうになんとか聞かされておまして、みずから来年の任期をもつ

てというような発言があったというふうに思っておりますので、先ほどしかるべきときと  
いうことでございますが、しかるべきときというのを、もう少し明確にさせていただきたいな  
というふうに思いますので、もう一度。（発言する者あり）速やかにですね。速やかにとい  
うことでございますので、その速やかにというのはいつを目途にされてあるのかですね。

○議長（牛嶋利三君）

4 番末吉達二郎君。

○4 番（末吉達二郎君）（登壇）

お答えします。

禅問答になるかもしれませんが、速やかにというのは早急にということで、これは何日  
かというのは社会通念上はないと思いますので、速やかにということでお答えさせていた  
きます。

○議長（牛嶋利三君）

荒巻議員もう（「はい、いいですよ」と呼ぶ者あり）いいですか。

ほかに、提案者に対する質問はございませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております西原市長に対する辞職勧告の動議につきましては、会議規  
則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ご  
ざいせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、西原市長に対する辞職勧告の動議は、委員会付託を省略  
することと決定をいたしました。

これより引き続き討論を行ってまいります。本動議の討論につきましては、ただいまのと  
ころ通告があっておりませんが、討論ございませんか（発言する者あり）はいはい、反対か  
らですよ、討論は反対からです。反対討論からですよ。15番坂口孝文君。

○15番（坂口孝文君）

私は、辞職勧告案に反対いたします。

辞職勧告というのは、市政全体における失敗や瑕疵及び社会的に大きな過ちを犯した等の案件があれば、私はそれは当然出してしかるべきものだと思いますが、日本一あいさつ運動の展開、みやまスマートエネルギーは、昨年は200件を超す視察者がありました。3万8,000人しかいない小さなまちでも、日本国中ほとんど知らない人がいないというぐらい有名なまちになりました。これも、西原市長の大きな功績の一つだというふうに思っております。

確かに、おっしゃるように年齢的な面での体力の衰え等は見受けられます。しかし、やっぱりこれだけの功績を残した方ですから、はっきりと今限りで勇退して後進に道を譲りたいと申しておられる中で、こういう大きな功績を残された市長に、辞職勧告決議を出すことに私は反対します。

以上です。

**○議長（牛嶋利三君）**

ほかに賛成の討論はございませんか。賛成討論です。2番吉原政宏君。

**○2番（吉原政宏君）**

市長の辞職勧告決議案に賛成の意見を申し上げます。

35年にわたりふるさとの発展のために御尽力いただいている西原市長の政治家としての御実績、御功績には、ほかの議員の皆さんと同様、私も大いなる尊敬の念を抱いているところでございます。しかしながら、ここ2年、特に今議会での西原市長の健康状態を見れば、大変な激務である市長の職務を、十分に務められる状態であるとは認められません。

先ほど、市長から今限りとの引退表明がありましたが、来年2月末の任期満了まであと8カ月も残っております。9月議会、また12月の定例会もでございます。みやま市の代表であり市民の生命と財産を守る重大な役割を持つ市長の現在の職務実態に対しては、市民の目や声も非常に厳しいものがございます。政治家の出处進退はみずからが決めるとはよく使われる言葉ですが、議会は二元代表制の一翼を担い、市民の代表として市民の声を形にして市政に反映させる責任と使命がございます。

私は、西原市長には、客観的かつ的確、冷静な判断をしていただき、速やかに治療、療養に専念されることを望み、市長辞職勧告決議案に賛成いたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

ほかに、反対討論ございませんか。10番瀬口健君。

**○10番（瀬口 健君）**

今の辞職勧告に対しての反対のほうから意見を申し上げさせていただきます、同じ言葉を使うかもしれませんがですね。

確かに、今の市長への市民の方々の不評というのは、本当にかなり多くなってきております。身体的なものが多く感じられるわけですが、私もそれは重々認識をして、賛成の討論もされた方たちの意見も重々わかっておるわけですが、しかし、病氣療養を終えて、先ほど市長のほうからも言葉がございましたが、今期は精いっぱいやっていくというようなことも今お聞きしたところでございますし、非常に意欲が見受けられるということでございます。勧告ではなくて、先ほど来言葉が出ておりますが、やはり出处進退というのは自分から決めていくというのが普通でございます、退院後やる気のある中——やる気があって、ようやく議会に出席をされて、そういう中で追い打ちをかけるようなこともどうかというふうに思っておるわけでございます。

私としましては、この議会後の市長の公務への携わり方等々をよく注視をしていって、7月、8月、そして9月議会での、その7月、8月の2カ月間とかの公務の態度を見ながら決めてもいいんじゃないかなと。ちょっと私も年をとってきまして少し柔和になっておりますので、そういう件を申し上げさせていただいておるわけですが、しかしながら、今の市長への市民の方々の目というのは非常に厳しいものがあるかと思うわけでございます。よって、市長も、先ほど言いましたように今後の公務のあり方次第では、私としまして、9月議会では強制力がない辞職勧告じゃなくて、公務のあり方次第では、不信任案を出さにかいかんというような気持ちでございます。がしかし、今は市長もやる気がございますので、勧告を今出すんじゃないで、しばらく様子を見て、そして私は今さっき言いましたように、もっと強い不信任のあれも出さざるを得ないようになると思うわけですね、市長の公務次第では。そういうことがございますので、ちょっとしばらくここ7月、8月の動向を見て、決めていただいても遅くはないんじゃないかなということで、速やかなという提案者の言葉には少し反対をしていくということでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

続きまして、賛成討論があればですね。6番前原武美君。

○6番（前原武美君）

賛成の討論を述べさせていただきます。

理由につきましては、市長の病気、症状とかについては先ほどから述べられました。私どもも、リハビリを一生懸命されてあることは理解しております。しかしながら、まさに今回の議会の答弁でもありましたように、提案、答弁を見ても、どうしても私としては納得できません。やはり議会に対する明確な答弁をお願いしたいということと、2度にわたる議会の職務代理者、そしてまた、昨年、第2回の定例会におきましても、提案者である市長が最終日にみずから提案者が欠席をするというふうなことも起きております。

そう言います前に、私どもここにおる議員は、市民の代弁者でもございます。17名の議員の方も、多くの方からいろいろお話を聞かれております。そういった中で、私は議員の中でこの市政にかかわる者の一人として発言をせざるを得ないと思っております。私の考え方は、市長は常に市民に安心感を与えるべきで、行政のトップで、いかなるときも陣頭指揮をとり、市民が安心して暮らしをされるようなことが一番の望みであると思っております。

しかしながら現状を見てみますと、残念ながら今回の議会でも一緒です、前も一緒ですが、私どもの中でしますと、市民の安心感を与えるためには、信条はわかりませんが、やはり行政は信条ではできないと思っております。進退はみずからと言いますが、こういった行政はみずからではなく、行政を執行するに当たっては、やはりしっかりとした方が座っていただくのが一番いいと思っております。

今期限りということですが、今から先9月、12月の議会がございしますが、決算もございしますが、来年度予算も当然組まれていくと思いますが、今の西原市政の方針では少し問題が出てくると私は思います。今回、今期ということですが、新しいみやま市をつくり上げるためには、しっかりとしたトップになっていただくためには、できますならば早期に進退をみずからと、私どもは望んでおります。今期ということですが、今期ではなく、早急に進退を申し入れていただきたいということで賛成の意見を述べさせていただきます。

○議長（牛嶋利三君）

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

これで討論を終わります。

これより西原市長に対する辞職勧告の動議を採決いたします。この採決は、起立によって行います。



この動議のとおりに決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立少数でございます。

ただいまの採決の結果、賛成による起立は少数でございまして、西原市長に対する辞職勧告の動議は否決をされました。

ここで、西原市長の入場を求めます。

〔西原 親市長入場〕

### 日程第9 閉会中の継続調査の申出について

○議長（牛嶋利三君）

日程第9. 閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各委員長から目下、委員会におきまして調査中の事件について、会議規則第111条の規定によりまして、お手元にお配りをいたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がございました。

お諮りをいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることと決定いたしました。

議会報編集特別委員会につきましては、調査が終了するまで閉会中の継続調査となっておりますが、調査事項は別紙のとおりでございますので、御承知おきをお願いしておきたいと思っております。

ここでお諮りをいたします。本会議中、誤読などによる条項、字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第43条によりまして議長に委任いただきたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理、訂正は議長に委任すること

と決定をいたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって会議を閉じます。

平成30年第2回みやま市議会定例会を閉会いたします。

午後3時51分 閉会

上記会議の次第は、田中裕樹の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

みやま市議会議長 牛 嶋 利 三

みやま市議会議員 中 島 一 博

みやま市議会議員 坂 口 孝 文